

国際漁業管理機関・資源評価機関の概要 - 1 -

略 語	名 称	設 立	水 域	魚 種
CCAMLR	Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources	南極海洋生物資源保存条約に基づく	南緯 60°以南、並びに南緯 60°と南極収束線との間の水域	オキアミ、マジェランア イナメ等の南極海洋生態系に属する海洋生物資源
	南極海洋生物資源保存委員会	1982 年		
CCSBT	Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna	みなみまぐろの保存のための条約に基づく	ミナミマグロの回遊する水域（限界規定なし）	ミナミマグロ
	みなみまぐろ保存委員会	1994 年		
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）	全ての陸上及び水域	絶滅のおそれのある野生動植物種約 3 万種（海産種では、鯨類、さめ類、海亀等が取り込まれている）
	1975 年			
CCBSP	Convention on the Conservation and Management of Pollock Resources in the Central Bering Sea	中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約	ベーリング海において沿岸国の 200 海里の外側の公海水域	スケトウダラ、その他の海洋生物資源
	1995 年			
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国際連合食料農業機関	全ての水域	全ての水産資源
	1945 年			
GFCM	General Fisheries Commission for the Mediterranean	FAO 憲章第 14 条に基づく国際条約にて	地中海、黒海及び接続水域	全ての水産資源
	地中海漁業一般委員会	1949 年		
IATTC	Inter-American Tropical Tuna Commission	IATTC 設立条約に基づく	東部太平洋	キハダ、カツオ及びまぐろ漁の餌に用いられる魚種、まぐろ漁船に獲られるその他の魚種
	全米熱帯まぐろ類委員会	1949 年		
ICCAT	International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas	ICCAT 条約に基づく	大西洋全水域	まぐろ類及びまぐろ漁業に獲られる他の魚種
	大西洋まぐろ類保存国際委員会	1966 年		
IOTC	Indian Ocean Tuna Commission	FAO 憲章第 14 条に基づく	インド洋及びその隣接海域（南極収束線の南側を除く）	まぐろ類、かじき類等
	インド洋まぐろ類委員会	1996 年		
ISC	International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean	日米合意に基づき、1995 年に暫定委員会として設立、2004 年末に改名	北太平洋	まぐろ類、かじき類等
	北太平洋におけるまぐろ類及びまぐろ類似種に関する国際科学委員会			
IWC	International Whaling Commission	IWC 条約に基づき 1946 年に設立、1956 年 Protocol により修正	締約国の母船式捕鯨、基地捕鯨、捕鯨船が操業している全水域	大型鯨類資源
	国際捕鯨委員会			
NAFO	Northwest Atlantic Fisheries Organization	NAFO 条約に基づく	北緯 35°以西の北西大西洋但し、規制水域は沿岸国の 200 海里水域の外側の水域	全ての漁業資源（タイセイヨウサケ、まぐろ類、かじき類、鯨類および大陸棚の定着性の種族を除く）
	北西大西洋漁業機関	1979 年		
NAMMCO	North Atlantic Marine Mammal Commission	北大西洋における海産哺乳動物の調査、保存、管理における協力に関する取極に基づき	北大西洋	海産哺乳類
	北大西洋海産哺乳類委員会	1992 年		

保存・管理措置	加盟国等	所在地
採捕可能量、禁止漁期、禁止漁区、保護種の設定等	日本、豪州、NZ、南アフリカ、ロシア、英国、米国、韓国、ノルウェー、スペイン、他 24 ヶ国 + EC	ホバート（豪州）
総漁獲可能量及び締約国に対する割当量等の措置を決定、貿易統計証明制度等	日本、豪州、NZ、韓国、台湾は「拡大委員会」のメンバーで加盟国と同等のステータスを有する。フィリピン、南アフリカ、EC は協力的非加盟国。 4 ヶ国	キャンベラ（豪州）
附属書 I：商業目的のための取引を禁止、学術目的の取引は可能（輸出国及び輸入国の発給する許可証が必要） 附属書 II・III：商業目的の取引も可能（輸出国の発行する許可証が必要）	日本、米国、英国、豪州、他 169 ヶ国	ジュネーブ（スイス）
漁獲可能水準の設定、国別割当量の設定等	日本、中国、韓国、ロシア、米国、ポーランド 6 ヶ国	
加盟国に対する政策提言や、情報の収集、分析及び提供等	日本、米国、中国、韓国等 189 ヶ国 + EC	ローマ（イタリア）
資源の開発利用の問題の海洋学的、生物学的、技術的側面の方向づけ、調査の調整促進、等	日本、アルバニア、フランス、ギリシャ、イタリア、スペイン、トルコ、EC、他 23 ヶ国 + EC	ローマ（イタリア；FAO 本部）
委員会の勧告（第 2 条）、メバチ漁獲規制、まき網努力量規制、正規船リスト、メバチ統計証明制度等	日本、韓国、米国、スペイン、フランス、コスタリカ、パナマ、エルサルバドル、グアテマラ、エクアドル、メキシコ、ニカラグア、ペルー、コロンビア、他 16 ヶ国	ラ・ホヤ（カリフォルニア・米国）
総漁獲可能量（TAC）及び国別漁獲割当量の設定、小型魚漁獲の禁止、漁獲努力の制限、FADs 操業の禁止、正規船リスト、メバチ統計証明制度、クロマグロ統計証明制度、メカジキ統計証明制度等	日本、カナダ、赤道ギニア、中国、ブラジル、韓国、ロシア、EC、米国、ウルグアイ、ベネズエラ、他 44 ヶ国 + EC	マドリッド（スペイン）
漁獲能力の制限、メバチ統計証明制度、正規船リスト、貿易制限措置、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策等	日本、韓国、豪州、インド、スリランカ、パキスタン、フランス、英国、タイ、中国、マレーシア、インドネシア他。南アフリカ、セネガル、ウルグアイは協力的非加盟国。 26 ヶ国 + EC	ヴィクトリア（セーシェル）
（北太平洋に生息するまぐろ類及びまぐろ類似種の保存と合理的利用のための科学的調査及び協力の拡充）	日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、中国。IATTC、FAO、PICES、SPC、WCPFC はオブザーバー。7 ヶ国・地域	
鯨類の資源状態の検討、捕獲枠の設定等	日本、米国、英国、中国、韓国、ノルウェー、豪州、他 73 ヶ国	ケンブリッジ（英国）
総漁獲可能量（TAC）及び国別漁獲割当量の設定、網目規制、体長規制、取締の実施等	日本、カナダ、EC、ノルウェー、アイスランド、韓国、米国、ロシア、他 11 ヶ国 + EC	ダートマス（カナダ）
科学調査、管理方式の開発等	ノルウェー、アイスランド、グリーンランド及びフェロー諸島 2 ヶ国及び 2 地域	トロムセ（ノルウェー）

国際漁業管理機関・資源評価機関の概要 - 2 -

略 語	名 称	設 立	水 域	魚 種
† NPALBW	North Pacific Albacore Workshop	NMFS ホノルル研究所長と遠洋水産研究所長との間の交換書簡に基づき始まり、2004 年末に ISC に合併	北太平洋	ビンナガ
	北太平洋ビンナガ研究集会	1974 年		
NPAFC	North Pacific Anadromous Fish Commission	NPAFC 条約に基づく	各国の領海の基線から 200 海里の外側の北緯 33° 以北の北太平洋及び接続水域	溯河性魚類・生態学上関連する種
	北太平洋溯河性魚類委員会	1993 年		
PICES	North Pacific Marine Science Organization	北太平洋の海洋科学に関する機関のための条約に基づく	北緯 30° 以北の北太平洋及びそれに接する海域	魚類、頭足類、海産哺乳類、海鳥
	北太平洋の海洋科学に関する機関	1992 年		
† SCTB	The Standing Committee on Tuna and Billfish	SPC のマグロカジキ評価計画 (TBAP) の諮問機関として始まり、2004 年より WCPFC の科学委員会に吸収合併	中西部太平洋	まぐろ類、かじき類等
	まぐろ・かじき常設委員会	1988 年		
SPC	The Secretariat of the Pacific Community	太平洋委員会設立協定に基づく	北緯 20° 以南の南太平洋	まぐろ類、かじき類等
	太平洋共同体事務局	1947 年		
WCPFC	Western and Central Pacific Fisheries Commission	西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約に基づく	中西部太平洋	まぐろ類、かじき類等
	中西部太平洋まぐろ類委員会	2004 年		
	日口漁業委員会	日ソ地先沖合漁業協定に基づく	日本及びロシアの北西太平洋の沿岸に接続する 200 海里水域	ストラドリリングストック他
	日口漁業合同委員会	日ソ漁業協力協定に基づく	北西太平洋	溯河性魚類を含む全ての生物資源
	日中漁業共同委員会	日中漁業協定に基づく	日本及び中国の排他的経済水域	全ての水産資源
	日韓漁業共同委員会	日韓漁業協定に基づく	日本及び韓国の排他的経済水域	全ての水産資源

† : 吸収・合併された組織

保存・管理措置	加盟国等	所在地
北太平洋ビンナガの漁業データのレビュー、調査研究のレビュー、資源評価を行う非公式な研究集会であったが、2004 年末に ISC のビンナガ WG となる	日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、中国 7 ヶ国・地域	
条約水域での溯河性魚類を対象とする漁獲を禁止、加盟国以外の国による漁獲を抑制する等	日本、米国、カナダ、ロシア、韓国 5 ヶ国	バンクーバー (カナダ)
関係海域及び当該海域の生物資源に関する科学上の知識を増大するための海洋科学研究を促進しおよび調整すること	日本、カナダ、米国、中国、ロシア、韓国 6 ヶ国	シドニー (カナダ)
漁獲統計、調査研究、資源評価に関する科学的議論を行う	日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、フィジー、他	ヌメア (ニューカレドニア)
科学、技術、経済、社会分野の研究の提供・促進等	フィジー、バプアニューギニア、ボリネシア、他。2005 年に英国が脱退。26 ヶ国・地域	ヌメア (ニューカレドニア)
メバチ、キハダの保存管理措置等	日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、フィジー、他。台湾は漁業主体として参加。	ボンベイ (ミクロネシア)
特定魚種に対する資源評価、漁獲割当等操業条件の決定		
溯河性魚類の魚種別漁獲量ほかを決定		
漁獲割当等操業条件の決定		
漁獲割当等操業条件の決定		